フリースクール等民間施設利用者支援補助金について

教育支援センター

OTSU 大津市 Lake Biwa

フリースクール等民間施設（FS）を利用している方は補助金を受けることができます【保護者用】

1　どんな補助金？

・FSを利用した月の利用料の半額を補助します（上限1万円）。

ただし、入会金や体験活動に係る費用、交通費などは含まれません。

・保護者、お子さんともに、教育支援センターの公認心理師（カウンセラー）と面談を受けていただくことができます。

（スクラム面談）

2　対象は？

市内在住の小中学生で、次の全ての要件に該当する者の保護者（市内在住者に限る。）です。

・市内在住であること。

・FSを利用する日の前1か月以内に、在籍する学級での活動に7日以上参加していないこと。

・在籍校の校長からFSの利用をもって学校への出席とみなす取扱いを認められていること。

3　スクラム面談って？

・カウンセラーと面談を受けていただくことができます。

・お子さんとの面談は、遊びなどを通して日ごろ思っていることなどをカウンセラーと話したりします。原則、月に1回です。

ただし、他の医療機関や学校のスクールカウンセラーと面談を受けている場合は、この限りではありません。

・保護者は学期に1回、以下の期間に面談を受けていただきます。

1学期：4月1日から7月31日、2学期：8月1日から12月31日、3学期：1月1日から3月31日

・面談場所は、教育支援センターです。

・保護者が教育支援センターに電話をして、面談の予約をしてください。

4　具体的な申請の流れは？

保護者

(1)申請書の提出
①申請書（様式第1号）
②FSとの契約書
③FSの概要がわかるもの
④利用証明書兼誓約書（様式第2号）※FSが記入

⇒

教支セ

(2)申請内容の確認
①申請書類の確認
②学校に出席状況などを確認
③決定通知書または却下決定通知書を保護者に送付

⇒

保護者

(3)学期ごとにFSの利用状況などを報告、カウンセラーと面談
①通所記録　②FS領収書
③支払明細書
※①～③はFS独自のもので構いません。

保護者

(4)3月利用終了後、実績報告書の提出
①実績報告書（様式第10号）
②通所記録　③FS領収書
④支払明細書

⇒

教支セ

(5)報告内容の確認
※確定通知書（様式第11号）を保護者に送付

⇒

保護者

(6)請求書の提出
※市からの通知に基づいて請求書（様式第12号）を提出

教支セ

(7)補助金の振込
請求の翌年度4月末ごろに1年間の利用分をまとめて指定口座に振り込みます。

申請書類は、教育支援センターのホームページからダウンロードできます

フリースクール等民間施設利用者支援補助金について

教育支援センター

通所記録について

保護者とフリースクール等民間施設と学校・教育委員会がお子さんの状況を共有するために活用します。
月ごとに、「通所記録」を学校に提出してお子さんの様子をお伝えください。学校の確認印をもらったら家庭で保管し、保護者のスクラム面談時に、その学期分の「通所記録」をまとめて教育支援センターに提出してください。
※フリースクール等民間施設独自のものを利用していただいても構いません（利用日・活動内容がわかるもの）。
ただし、教育支援センターには紙媒体での提出をお願いします。

補助金に関するQ&A

1　Q：2つのフリースクールに通っていますが、両方が補助の対象になりますか。

　A：上限1万円で補助の対象になります。

2　Q：兄弟姉妹がフリースクール等民間施設を利用しています。その場合はどうなりますか。

　A：児童生徒1人ずつに補助します。申請書等は1人分ずつ作成していただくことになります。

3　Q：私立学校・国立学校に在籍していますが、補助を受けることはできますか。

　A：大津市に住所があれば、申請していただけます。

4　Q：利用しているフリースクール等民間施設は、利用料がかかりませんが申請はできますか。

　A：利用料が無料の場合は、補助対象にはなりません。ただ、スクラム面談を受けていただくことはできます。

5　Q：利用するフリースクール等民間施設を変えた場合はどうしたらいいですか。

　A：教育支援センターにご連絡ください。「事業変更承認申請書（様式第7号）」を提出していただきます。
　　その際、新しく利用することになったフリースクール等民間施設の概要がわかるものと契約書、様式第2号も提出していただきます。

6　Q：フリースクール等民間施設を利用するのをやめた場合はどうしたらいいですか。

　A：教育支援センターにご連絡ください。「事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）」を提出していただきます。

7　Q：フリースクール等民間施設に全く行けていませんが、学期ごとの報告（面談）は必要ですか。

　A：お子さんの様子を聞かせていただき、今後の支援を一緒に考えるためにも、来所をお願いします。

お問い合わせ先
大津市教育支援センター
電話：077－527－5525